

改正

平成25年3月7日告示第13号

平成27年5月25日告示第47号

八幡市地域密着型サービス運営協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八幡市地域密着型サービスの運営に関する協議会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 八幡市における地域密着型サービスの適正な運営及び推進のため、八幡市地域密着型サービス運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域密着型サービスの指定に関する事項
- (2) 八幡市における地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関する事項
- (3) その他、市長が、地域密着型サービスの質の確保、運営評価等地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項

2 協議会は、前項による協議の結果を市長に報告しなければならない。

(組織)

第4条 協議会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域ケアに関する学識経験者
- (2) 介護サービス又は介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等の代表
- (3) 介護サービス又は介護予防サービスの利用者及び被保険者
- (4) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者の代表
- (5) その他、地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると認められる者

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、臨時に委員を委嘱することができる。

4 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 市長は、委員から退任の申出があったとき、又は委員に特別の事由が生じたときは、任期中であっても当該委員を解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 協議会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、介護保険担当課に設置する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月7日告示第13号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月25日告示第47号)

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、同日以後に委嘱する委員について適用する。